

## 公告

町有財産（物件）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年8月19日

三朝町長 松浦 弘幸



### 1 一般競争入札に付する物件

| 物件<br>番号 | 財産名称                         | 登録      | 予定価格<br>(円) | 入札<br>保証金<br>(円) |
|----------|------------------------------|---------|-------------|------------------|
| R7-1     | マミヤ RB67 PRO SD<br>中判フィルムカメラ | 平成17年6月 | 5,000       | 500              |

・ 予定価格とは、あらかじめ三朝町が定めた最低売払価格をいう。

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 三朝町が定めるインターネット公有財産売却ガイドライン及びKSI官公庁オークションが定めるオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、順守できること。
- (5) 公有財産の買受について一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。

### 3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、令和7年9月11日（木）午後1時から令和7年9月29日（火）午後2時までの間に、あらかじめKSI官公庁オークションの運用するインターネット公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みなど一連の手続を行うこと。

#### (2) 本申込手続

一般競争入札の参加の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、令和7年9月29日（火）午後2時までに、所定の申込書により三朝町財政課へ一般競

争入札への参加を申し込むこと。ただし、郵送により申し込む場合は令和7年9月29日（火）までの消印があるものを有効とする。

#### 4 契約条項を示す場所

- (1) 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2 三朝町財政課
- (2) 三朝町ホームページより閲覧

#### 5 現地説明（下見会）を行う日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月24日（水）午前9時から午後5時までの間
- (2) 場所 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2  
三朝町役場（駐車場内等）
- (3) 備考 現地説明（下見会）は予約制で行うため、参加希望者は令和7年9月19日（金）午後4時までに三朝町財政課まで連絡すること。

#### 6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場 所 KSI官公庁オークションの提供する公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和7年10月14日（火）午後1時から  
令和7年10月21日（火）午後1時まで
- (3) 開 札 令和7年10月21日（火）午後1時から

#### 7 入札の方法

- (1) KSI官公庁オークションの提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。  
なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵送による入札書の提出は、認めない。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3の手続と共に売払物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

##### (1) 納付方法

入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。公有財産売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続に従って納付すること。

##### (2) 入札保証金の充当

落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払代金に充当する。

##### (3) 入札保証金の引き落とし

落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。ただし、入札参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がある。

- (4) 落札者が、三朝町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は三朝町に帰属する。



## 9 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和7年10月30日（木）午後5時までに、三朝町が定めた契約保証金（入札保証金を充当）を納付の上、契約を締結しなければならない。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札並びに入札説明書（三朝町インターネット公有財産売却システムガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

## 11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、三朝町は開札を行い、公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

## 12 売払い代金の納入

落札者は、売払い代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の全額を一括で納付すること。

### （1）売払代金納付期限

令和7年11月4日（火）午後2時30分まで

### （2）納付方法

売払代金は、次の方法で納付すること。なお、売払い代金の納付に係る費用は、落札者の負担とする。

ア 三朝町が用意する納付書による納付

イ 現金書留による送付（金額が50万円以下の場合のみ）

ウ 三朝町が指定する金融機関口座への納付

エ 現金を三朝町へ直接持参

### （3）売払い代金の残金

売払代金の残金は、売払代金から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額とする。

## 13 所有権の移転及び名義変更

（1）売払物件の所有権は、落札者が売払い代金を完納した時に移転するものとする。

（2）売払物件の売払代金完納後の引渡しに要する費用、権利移転に伴う費用（車両登録に係る費用、自賠責保険料、運搬費用等）は、落札者の負担とする。

## 14 その他

（1）売払物件は経年による劣化、傷、不具合箇所があり、充分理解した上で入札するこ

と。また、三朝町は瑕疵担保責任を負わない。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地 2

三朝町 財政課

電話0858-43-3516